

近江バラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る計画段階環境配慮書に係る

想定区域市町長の意見および事業者の見解

計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第5条の6第2項に基づき、知事に提出された想定区域市町長である甲賀市長の環境の保全の見地からの意見および事業者の見解は、次表に示すとおりです。

意見の概要	事業者の見解
騒音・振動	
<ul style="list-style-type: none"> 計画段階配慮事項の選定として、「尾根を隔てている」、「建設地から500m以上離れている」ことから非選定にされているが、北土山及び南土山の市街地や大澤集落があることから、重大な影響は全く生じないとは言えません。地域住民の不安を無くすためにも、重機など（大型運搬車両含む）の稼働に伴って発生する排ガス、粉じん、騒音及び振動を、配慮項目として追加するよう再検討してください。 	<p>計画段階配慮事項の選定については、地域特性および事業特性を踏まえ、主に影響の重大性、または「構造物の配置」に係る複数案の中で望ましい構造等を評価することを目的とし、複数案による影響の大小の観点から選定しております。</p> <p>計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、環境への影響が想定される項目については、今後の方法書以降の段階において環境影響評価の項目として選定するとともに、調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施する予定です。住民等のご意見・ご懸念も踏まえ、重機の稼働や関係車両の走行に伴って発生する排ガスおよび粉じん、騒音、振動を環境影響評価項目として選定することを検討いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建設時から毎日、大型運搬車両（ダンプ等）が大澤集落内等を往来することになりますが、「車両台数は限定的であるため重大な影響は生じない」という理由により配慮事項として非選定されています。しかし、大型運搬車両の経路は住民の生活圏内を通行する生活道路でもあり、通学路でもあることから配慮項目として追加するよう再検討し、環境保全措置の徹底を図り、大型運搬車両の走行に伴う影響を可能な限り低減するよう努めてください。 	
<ul style="list-style-type: none"> 施設供用後の対応として、騒音・振動に係る環境配慮については、埋立作業機械の稼働による周辺地域への騒音・振動の影響を低減するため、騒音規制法・振動規制法に定めている規制基準等を順守してください。また、埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、無用なアイドリング音の発生と複数機械類の同時稼働を極力抑制するように努めてください。併せて、低騒音・低振動型機械の採用に努めてください。 	<p>施設供用後の対応として、騒音・振動に係る環境配慮については、埋立作業機械の稼働による周辺地域への騒音・振動の影響を低減するため、騒音規制法・振動規制法に定めている規制基準等を順守してまいります。また、埋立作業機械の稼働音や振動が敷地外へ漏れるのを防ぐため、無用なアイドリング音の発生と複数機械類の同時稼働を極力抑制するように努めるとともに、低騒音・低振動型機械の採用に努めてまいります。</p> <p>なお、工事中および供用後の環境配慮の概要については、配慮書P2-9～2-10（「2.2.5（1）環境配慮の方針」）に示しております。</p>
悪臭	
<ul style="list-style-type: none"> 「悪臭を発生させるような工事は想定していない」、「性状の安定した建設副産物を想定」であることから悪臭に係る重大な影響は生じないため、計画段階配慮事項を非選定とされていますが、想定外のことが発生することも考えられるため、悪臭を配慮項目として追加することを再検討してください。 	<p>悪臭の発生源については、受入れ時の展開検査により把握し、受入れ拒否等の対応が可能です。選別等の中間処理や受入れ時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、悪臭の影響が生じることは無いと考えています。</p> <p>なお、万一、硫化水素ガス等の有毒ガスの発生が疑われる事態が発生した場合には、周辺地域のみならず、従業員の安全確保の面からも、速やかに対応します。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施想定区域内に田畑は存在しませんが、調査区域内において水稻、野菜等の作物に影響が出た場合の対応策を示してください。 ・ 河川、ため池、地下水等の農業用水に悪影響のない計画としてください。 ・ 計画地周辺の河川、ため池、地下水への影響調査の範囲、頻度を示してください。農作物への影響調査の有無、また、影響が確認された場合の対応を示してください。 	<p>選別等の中間処理や受入時の展開検査を確実にし、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分することにより、法令で定められた基準を超えるような有害な水は発生しないと考えております。合わせて、適切な情報公開を図り、風評被害等が生じることのないよう努めてまいります。</p> <p>また、水質等の調査については、今後の方法書以降の段階において検討いたします。調査対象とする場合には、調査範囲や頻度についても記載する予定です。</p> <p>なお、万一、実際に農産物に被害が発生し、本処分場との因果関係が明らかとなった場合には、環境法令の基本となる考え方である原因者負担原則により弊社が補償をすることとなると考えております。</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画段階配慮事項の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事項が生じた場合は、必要に応じて、項目及び手法を見直し、追加調査を実施してください。 ・ 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事項等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、事後調査を計画してください。 ・ 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにしてください。また、その検討の経緯についても明らかにしてください。 	<p>計画段階配慮事項の選定については、地域特性および事業特性を踏まえ、主に影響の重大性、または「構造物の配置」に係る複数案の中で望ましい構造等を評価することを目的とし、複数案による影響の大小の観点から選定しております。</p> <p>計画段階配慮事項に選定しなかった環境要素についても、環境への影響が想定される項目については、今後の方法書以降の段階において環境影響評価の項目として選定するとともに、調査、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討・実施する予定としております。</p> <p>今後の方法書以降の段階において、調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事項等を参考にした上で、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性が伴う場合には、必要に応じ事後調査を検討します。</p> <p>なお、環境影響評価における事後調査とは別に、法令に準拠した浸透水および地下水の水質検査も実施します。</p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討してまいります。環境保全措置の検討経緯（理由等）については、環境影響評価準備書において記載する予定です。</p>

意見の概要	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 当該産業廃棄物処分場の整備計画を受け、地域住民からは住環境の汚染や悪化に加えて、大型運搬車両の生活道路利用に伴う交通量増加や交通安全面での不安がかなり大きくなっています。さらに、土山町以外の野洲川下流域住民からも水道水源への悪影響等への懸念が市役所にも数多く寄せられていますので、許認可に際しては地域住民の理解を得られる形で進められるよう強くお願いします。 	<p>計画施設における受入れ廃棄物は、性状が安定しているがれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の3種類の安定型産業廃棄物のみを予定しており、主に事前に指定した手法により適正に選別等の中間処理がなされた廃棄物を想定しています（中間処理が禁止され現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分すること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業に伴う影響低減への配慮等を徹底し、周辺住民の皆様に迷惑をおかけしない様に努めてまいります。</p> <p>許認可に際しては、地域住民の理解を得られるよう影響評価の制度を活用して、情報公開するとともに、説明会等の意見徴収を行いながら事業を進めていきたいと考えております。なお、説明会の広報については、滋賀県や甲賀市のご協力を得ながら市民の皆様可能な限り広く届くように努めてまいります。</p>

意見の概要	事業者の見解
<p>・流出するとマイクロプラスチックとなりうる廃プラスチックやアスベスト含有物は除外し、より安定しているコンクリートがらや瓦だけを受け入れるなど市民の健康被害の影響が出ないように配慮してください。また、公共水域へのPFAS流出に対する心配の声が市民より寄せられていますので、定期的なPFAS検査の実施を検討してください。</p>	<p>計画施設における受入れ廃棄物は、性状が安定しているがれき類、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類の3種類の安定型産業廃棄物のみを予定しており、主に事前に指定した手法により適正に選別等の中間処理がなされた廃棄物を想定しています（中間処理が禁止され現場から直送される石綿含有産業廃棄物や周辺地域から受入れる廃棄物など、一部例外あり）。中間処理や受入時の展開検査を確実にを行い、性状が安定している廃棄物を法令に従い適正に処分すること、関係車両の走行経路や交通ルールを厳守すること、工事や埋立作業に伴う影響低減への配慮等を徹底し、周辺住民の皆様に迷惑をおかけしない様に努めてまいります。</p> <p>廃プラスチック類については、弊社のグループ会社の株式会社ジェネスでは、可能な限り固形燃料（RPF）化によるサーマルリサイクルに取り組んでおります。しかし、リサイクル品には需要と供給のバランスのミスマッチがあることや、品質の面からも、最終処分を行う廃棄物は一定の割合で発生するのが現状です。</p> <p>廃プラスチック類を埋立処分することによって、マイクロプラスチックの発生源となる可能性はありますが、発生量は多くないと考えております。また、適正な最終処分場の整備は、廃プラスチック類の不法投棄を減らすことにつながり、環境中のマイクロプラスチックの発生量の低減にも貢献するものと考えております。</p> <p>アスベストについては、飛散しやすく健康リスクが高いイメージがありますが、そのような飛散リスクが高い廃棄物は、「廃石綿等」と分類され無害化处理をしない限り安定型最終処分場での埋立は禁止されています。安定型最終処分場で受入れる「石綿」は、上記とは別に「石綿含有産業廃棄物」と分類されるものです。これは、スレートの屋根や波板、アスベスト含有タイルなど、原料として石綿が含有しているものの形状を保っている状態では飛散のリスクの低いものを指します。そのため、環境や人体への影響が出ることはないと考えられます。</p> <p>廃棄物最終処分場からのPFAS汚染については、現状把握が始まったばかりではありますが、環境省では令和5年度より「廃棄物最終処分場からのPFOS等対策調査」を実施しており、近く何らかの方針が示されると想定されます。このように、これから整備する最終処分場については、法令の整備によりPFAS汚染の危険性は低減されると考えられることから、国や県の規制についての動向を注視し、法令に従い適切に対応する方針です。</p>

意見の概要	事業者の見解
配慮書の記載について	
<p>(伝統文化の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次の文言について修正をお願いします。 「無形文化財」→「無形民俗文化財」 「県選択無形文化財」→「県選択無形民俗文化財」 	<p>ご指摘を踏まえ、今後の方法書以降の段階において、対応いたします。</p>
<p>(都市計画法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令、条例等の規定により環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容として、都市計画法第29条第1項および第2項の規定を明記し、許可を要する行為かどうかを記載してください。 ・「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」の規定を明記し、対象となる行為かどうかを記載してください。 	
<p>(下水道の整備状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理施設は大沢地区と唐戸川地区の2か所となっていますが、調査区域には集落排水施設区域として岩室地区も含まれているため、下水道の整備状況としては、岩室地区農業集落家庭排水処理施設も表記してください。 	<p>ご指摘の「岩室地区農業集落家庭排水処理施設」については、調査区域の外側に位置しており、配慮書の表記のままいたします。</p>